

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受ける特定非営利活動法人を指定する条例の 一部改正について

1 改正理由

滋賀県税条例第21条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するため、所要の改正を行うもの。特定非営利活動法人から指定を受けたい旨申出があり、滋賀県特定非営利活動法人指定委員会に諮問したところ、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例第3条第1項に規定する指定の基準に適合すると認めるのが相当と答申されたことから、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受ける特定非営利活動法人を指定する条例に当法人を追加する。

2 今般指定の申出があった法人

(1) 特定非営利活動法人まちづくりスポット大津

事務所の所在地	滋賀県大津市二本松1番1号
代表者氏名	阿部 圭宏
法人設立年月日	令和2年10月20日
事業の概要	この法人は、大津市を中心とした滋賀地域のさまざまな市民のほっとけない気持ちを講座やイベントの開催、市民活動サポート、ハッシュタグ大津京の運営等の事業を通じて、形に変えていく応援をすることで、滋賀の市民活動の促進、NPOやコミュニティの振興を図るとともに、市民社会の健全な発展に寄与することを目的とする。 <ul style="list-style-type: none">市民活動の支援のための講座、イベントの開催市民活動の支援のための相談対応、コンサルティングの実施

(2) 特定非営利活動法人あさがお

事務所の所在地	滋賀県大津市浜大津三丁目2番4号
代表者氏名	尾崎 史
法人設立年月日	平成17年2月1日
事業の概要	この法人は、高齢者・障害者等とその介護者に対して、保健・福祉・医療に関する総合相談を実施し、財産権や適切なサービスを利用する権利を守る活動を行うとともに、介護サービスの質の向上に関する活動を行い、もって、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。 <ul style="list-style-type: none">成年後見制度利用、高齢者・障害者の権利擁護に関する相談援助活動法人後見の受任成年後見制度、権利擁護の普及啓発活動

3 滋賀県特定非営利活動法人指定委員会への諮問結果

滋賀県特定非営利活動法人指定委員会に諮問したところ、令和5年12月4日に当該委員会から「指定の基準に適合すると認めるのが相当である。」との答申があった。

4 施行期日

令和6年4月1日

(参考)

(1) 条例個別指定制度

県が、個人住民税の寄附金控除の対象となるNPO法人を個別に条例で指定することにより、そのNPO法人に寄附した県民の個人住民税を優遇し、指定を受けたNPO法人への寄附を促進するもの。個別指定を受けることで、認定NPO法人の要件が満たされる。

参考 認定NPO法人制度

NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた制度であり、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、県が認定を行うもの。NPO法人が認定を受けると、そのNPO法人へ寄附する者に対する所得税・個人住民税の優遇措置や、法人の法人税の優遇措置を受けることができ、NPO法人の活動の支援につながる。

(2) 指定の基準

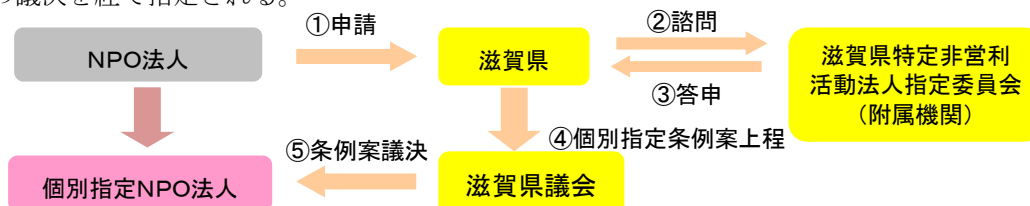
「滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例」・「同施行規則」に指定の基準および手続を規定している。

指定の基準の概要

- ① 次の要件を満たしていること。
 - ・ 県内で活動するNPO法人であること。
 - ・ 特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するものであること。
 - ・ 定款に記載された目的に適った特定非営利活動に係る事業の実績があるとともに、その継続が見込まれること。
 - ・ 法人以外の者から支持されている実績があること。
- ② 事業活動において共益的な活動の占める割合が50%未満であること。
- ③ 運営組織および経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

(3) 指定の流れ

NPO法人から指定の申出を受けて滋賀県特定非営利活動法人指定委員会が指定基準に適合しているかどうか審査し、知事の諮問に対し答申を行う。その後、指定条例案を上程、議会の議決を経て指定される。



滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例(平成25年滋賀県条例第25号)の規定に基づく指定の申出があった特定非営利活動法人について、滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の規定による指定を行うため、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例(平成25年滋賀県条例第75号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 新たに特定非営利活動法人まちづくりスポット大津を、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として指定するとともに、平成30年12月31日まで指定を受けていた特定非営利活動法人あさがおを、再度指定することとします。(本則関係)
- (2) この条例は、令和6年4月1日から施行することとします。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例新旧対照表

旧			新		
<p>滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）第21条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）を次の表のとおり指定する。</p>			<p>滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）第21条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）を次の表のとおり指定する。</p>		
名称	主たる事務所の所在地	滋賀県税条例第21条の2第1項第4号の期間	名称	主たる事務所の所在地	滋賀県税条例第21条の2第1項第4号の期間
特定非営利活動法人あさがお	大津市浜大津三丁目2番4号	平成26年1月1日から平成30年12月31日まで	特定非営利活動法人あさがお	大津市浜大津三丁目2番4号	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
特定非営利活動法人つどい	長浜市常喜町874番地2	平成28年7月1日から令和3年6月30日まで	特定非営利活動法人つどい	長浜市常喜町874番地2	平成28年7月1日から令和3年6月30日まで
特定非営利活動法人しがNPOセンター	近江八幡市桜宮町207番地の3	令和3年7月1日から令和8年6月30日まで	特定非営利活動法人しがNPOセンター	近江八幡市桜宮町207番地の3	令和3年7月1日から令和8年6月30日まで
特定非営利活動法人NPOぽぽハウス	彦根市平田町107番地11	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで	特定非営利活動法人NPOぽぽハウス	彦根市平田町107番地11	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
(新設)			特定非営利活動法人まちづくりスポット大津	大津市二本松1番1号	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
付則 省略			付則 省略		